

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 2020 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会招致活動支援助成交付実施要領

(平成 24 年 7 月 27 日平成 24 年度要領第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金 2020 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会招致活動支援助成実施要綱(平成 24 年度要綱第 9 号。以下「交付要綱」という。)第 4 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会招致活動支援事業)

第 2 条 オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会招致活動支援事業については、交付要綱に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

(1) 国内外における広報活動、国際会議及び競技大会等におけるスポーツ情報の提供

国内外における広報活動及び国際会議、競技大会等における国際プロモーション活動を行う事業であること。

(2) 国外におけるドーピング防止活動(情報提供、国際協力、国際理解増進)

国外におけるドーピング防止活動(情報提供、国際協力、国際理解増進)に係る国際ネットワークの構築を行う事業であること。

(その他)

第 3 条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付実施要領(平成 15 年度要領第 16 号)の規定に準じる。

附 則

第 1 条 この要領は、平成 24 年 8 月 15 日から施行し、平成 24 年度以降に交付の決定を行う助成金から適用する。